## 長野県国民保護計画 新旧対照表

## 本 編

該当項目、ページ	新	旧
第1編	ア人口	ア人口
第4章	県の総人口は、 <u>2,064,722</u> 人(毎月人口異動調査 <u>H30.</u>	県の総人口は、 <u>2,093,199</u> 人(毎月人口異動調査 <u>H28.</u>
(2)	<u>9.1</u> 現在) であり、人口密度は、1km3当たり <u>152.9</u>	<u>2.1</u> 現在)であり、人口密度は、1 k ㎡当たり <u>154.4</u>
10 ページ	人(毎月人口異動調査 <u>H30. 1.1</u> 現在)であるが、本県の	人(毎月人口異動調査 <u>H28. 1.1</u> 現在)であるが、本県の
	持つ地形の特殊性からその大部分は大河川流域の平地	持つ地形の特殊性からその大部分は大河川流域の平地
	部に集中しており、地域の産業構造と相まって部分的に	部に集中しており、地域の産業構造と相まって部分的に
	は人口集中地区を形成している。	は人口集中地区を形成している。
	特に地域の中心的な都市部には、人口の流入に伴う市	特に地域の中心的な都市部には、人口の流入に伴う市
	街地の拡大現象が現れているが、一方では山間にも小集	街地の拡大現象が現れているが、一方では山間にも小集
	落が散在し、山村を形成している。	落が散在し、山村を形成している。
第1編	イ 交通	イ 交通
第4章	地形的な制約により、県下の主要交通網は山間を走	地形的な制約により、県下の主要交通網は山間を走
(2)	り、川沿い、山の中腹をめぐり、 <u>橋梁</u> とトンネルとを随	り、川沿い、山の中腹をめぐり、 <u>橋りょう</u> とトンネルと
10 ページ	所に使い、 <u>敷設</u> してある。	を随所に使い、 <u>施設</u> してある。

該当項目、ページ	新	旧
第1編	b 県内の主な道路は、 <u>高規格幹線道路</u> では中央自動車	b 県内の主な道路は、 <u>高速自動車国道</u> では中央自動車
第4章	道、長野自動車道、上信越自動車道が全線供用、中部横	道、長野自動車道、上信越自動車道が全線供用、供用し
(2)イ(ア)	断自動車道、三遠南信自動車道、中部縦貫自動車道が一	ている。
11ページ	部供用している。	また、一般国道は、 <u>主要平地部を連ねて通る18、19、</u>
	また、主要平地部を連ねて通る18、19、20号をはじめ	<u>20号をはじめ、</u> 主要河川沿いに、あるいは地域間の山越
	<u>とする</u> 一般国道は、主要河川沿いに、あるいは地域間の	えを経て要衝を連絡している。
	山越えを経て要衝を連絡している。	
	※併せて12ページの地図も更新	
第1編	∅ 核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車	が 核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車
第5章	両及びその乗務員を含む。)の <u>避難退避時検査及び簡易</u>	両及びその乗務員を含む。)の <u>スクリーニング及び除染</u>
1 (2) $\mathcal{T}$	<u>除染</u> その他放射性物質による汚染の拡大を防止するた	その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必
15ページ	め必要な措置を講じる必要がある。	要な措置を講じる必要がある。
第2編	(1) 安否情報の種類及び報告様式	(1) 安否情報の種類及び報告様式
第1章	県が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡	県が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡
第4	し又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、	し又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、
4	県が消防庁に安否情報を報告する様式は、 <u>武力攻撃事態</u>	県が消防庁に安否情報を報告する様式は、 <u>武力攻撃事態</u>
28 ページ	等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否	等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会
	情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定め	及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令 (以下
	<u>る省令</u> (以下「安否情報省令」という。)第2条に規定	「安否情報省令」という。)第2条に規定する様式第3
	する様式第3号の安否情報報告書である。	号の安否情報報告書である。

該当項目、ページ	新	旧
第2編	訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災	訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災
第1章	訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用する	訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用する
第 5	とともに、消防、県警察、自衛隊等との連携 <u>による、NB</u>	とともに、消防、県警察、自衛隊等との連携を図る。
2 (1)	C攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域	
31ページ	にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に	
	特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想	
	定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を	
	用いるなど実践的なものとするよう努める。	
第2編	イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な	イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な
第2章	避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物	避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物
5 (2)	<u>や地下街、地下駅舎等の地下施設</u> を指定するよう配慮す	を指定するよう配慮する。
36 ページ	る。	
	ウ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れ	ウ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定す
	ることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握	るとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう
	<u>し、</u> 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定す	配慮する。
	るとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう	
	配慮する。	

該当項目、ページ	新	旧
第3編	ア 知事は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行	ア 知事は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行
第1章	為等の事案の発生を把握した場合においては、県として	為等の事案の発生を把握した場合においては、県として
1 (1)	的確かつ迅速に対処するため、長野県危機警戒・対策本	的確かつ迅速に対処するため、長野県危機警戒・対策本
43 ページ	部設置要綱に基づく「警戒・対策本部」又は「警戒・対	部設置要綱に基づく「警戒・対策本部」又は「警戒・対
	策連絡会議」 若しくは災害対策基本法に基づく「災害対	策連絡会議」(以下「警戒・対策本部等」という。) を速
	<u>策本部」</u> (以下「警戒・対策本部等」という。) を速やか	やかに設置する。
	に設置する。	また、県警察においても、所要の体制を確立するもの
	また、県警察においても、所要の体制を確立するもの	とする。
	とする。	
第3編	ア 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初	ア 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初
第4章	は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民	は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民
第2	を屋内に避難させることが必要である。	を屋内に避難させることが必要である。
4 (3)	このため、できるだけ <u>、</u> 近傍のコンクリート造り等の	このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅
67 ページ	堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地	ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下
	下施設に避難させる。	施設に避難させる。
	イ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとること	イ 国(内閣官房、消防庁)が作成する <u>「緊急時に住民が</u>
	<u>ができるよう、</u> 国(内閣官房、消防庁)が作成する <u>各種</u>	取るべき行動」を記載した各種資料について、住民に事
	資料等を活用し、全国瞬時警報システム(J-ALER	<u>前に配布しておくことも検討する</u> ものとする。
	T)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動につ	
	<u>いて平素から周知に努める</u> ものとする。	

該当項目、ページ	新	旧
第3編	ア 核攻撃等の場合の医療活動	ア 核攻撃等の場合の医療活動
第5章	・被ばく医療活動の実施に努める。	・ <u>緊急</u> 被ばく医療活動の実施に努める。
80 ページ	・ 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派	・ 内閣総理大臣により <u>緊急被ばく医療派遣チーム</u> が派遣
	遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被	された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ば
	ばくの程度に応じた医療の実施	くの程度に応じた医療の実施
第3編	(1) 市町村による安否情報の収集	(1) 市町村による安否情報の収集
第6章	市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際	市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際
5	に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基	に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基
85 ページ	本台帳等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のた	本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の
	めに保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等に	円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿
	より行うものとする。	を作成する等により行うものとする。
第3編	(3) 食品衛生確保対策	(3) 食品衛生確保対策
第9章	県は、避難先地域における <u>食中毒等の発生を防止</u> する	県は、避難先地域における <u>食中毒等の防止を</u> するた
1	ため、食品衛生関係団体と連携し、飲料水、食品等の衛	め、食品衛生関係団体と連携し、飲料水、食品等の衛生
101 ページ	生確保のための措置を講ずる。	確保のための措置を講ずる。
第3編	(2) 廃棄物処理対策	(2) 廃棄物処理対策
第9章	県は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対	県は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対
2	策指針」 (平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災	策指針」 <u>(平成26年環境省廃棄物対策課作成)</u> 等を参考
102 ページ	<u>害廃棄物対策室作成)</u> 等を参考としつつ、廃棄物処理体	としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
	制を整備する。	

該当項目、ページ	新	旧
第3章	● 指定行政機関	● 指定行政機関
第9章	内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法	内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法
120 ページ	等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体	等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体
	的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消	的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、金
	費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、	融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、
	財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚	財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農
	生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、	林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギ
	資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理	一庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、
	院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制	海上保安庁、環境省、観光庁、消費者庁及び原子力規制
	委員会、防衛省及び <u>防衛装備庁</u> が指定されている。	委員会が指定されている。